

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請  
【環境局環境監視部環境監視課】

2

北九州市告示第 3 2 6 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 5 年 8 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 1 3 番 1 号  
A G C エスアイテック株式会社  
代表取締役社長 古川孝則

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 1 3 番 1 号  
A G C エスアイテック株式会社

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	遠心分離機 2 1	遠心分離機 2 2
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 2 7 号口に掲げる遠心分離機	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 2 7 号口に掲げる遠心分離機
能力	3 5 1 0	3 5 1 0

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

名称	遠心分離機 2 1	遠心分離機 2 2
使用時間間隔	連続	連続
1 日当たりの使用時間	2 4 時間	2 4 時間
季節的変動	なし	なし

設置年月日	許可日以降	許可日以降
-------	-------	-------

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常  
の値及び最大の  
値等

名称	遠心分離機 2 1	遠心分離機 2 2
汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 4 2 最大 5 6	通常 4 2 最大 5 6
水素イオン濃度	通常 2 ~ 7 最大 2 ~ 7	通常 2 ~ 7 最大 2 ~ 7
化学的酸素要求量 ( $mg / l$ )	通常 5 最大 7	通常 5 最大 7
浮遊物質 ( $mg / l$ )	通常 1, 0 0 0 最大 1, 5 0 0	通常 1, 0 0 0 最大 1, 5 0 0
窒素含有量 ( $mg / l$ )	通常 0. 1 以下 最大 0. 1 以下	通常 0. 1 以下 最大 0. 1 以下
リン含有量 ( $mg / l$ )	通常 0. 1 以下 最大 0. 1 以下	通常 0. 1 以下 最大 0. 1 以下

(4) 汚水等の処理に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後  
の汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状  
態の通常  
の値及び最大の値等

ア 1 排水処理設備

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 4 5 3 最大 5 1 5 . 1	通常 5 3 7 最大 6 2 7 . 1
水素イオン濃度	通常 6 . 0 最大 8 . 5	同左
化学的酸素要求量 ( $mg / l$ )	通常 1 0 最大 1 5	同左
浮遊物質 ( $mg / l$ )	通常 2 0 最大 2 5	同左
ノルマルヘキサン抽出物質	通常 1 以下	同左

含有量 (mg/ℓ)	最大 1 以下	
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 3.0 最大 6.0	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.5	同左

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 排水口 No. 1

イ 排水水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 684 最大 795.1	通常 768 最大 907.1
水素イオン濃度	通常 6.0 最大 8.5	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10.0 最大 15.0	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10.0 最大 15.0	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 25	同左
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (mg/ℓ)	通常 1 以下 最大 1 以下	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 3.0 最大 6.0	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.5	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年8月24日から同年9月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和5年9月14日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。